

# 令和3年度「新しい生活様式」における障害のある人への理解促進に係る 動画制作業務委託先募集要項

## 1 目的

障害者差別解消法及び静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例が目指す共生社会を実現するため、「新しい生活様式」を踏まえた「合理的配慮の提供」のモデル事例を紹介する動画を制作し、障害のある人への差別解消に向けた企業や県民の理解促進を図る。

業務の実施については、優れたアイデアを有する者への委託によることとし、あらかじめその候補者を選定するため、企画提案方式による公募を行う。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和3年度「新しい生活様式」における障害のある人への理解促進に係る動画制作業務

### (2) 業務の実施方法等

別添仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約の日から令和4年3月18日（金）まで

### (4) 委託費上限額

上限1,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は予定価格ではなく、委託業務全体の規模を提示するものである。

## 3 応募資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取

扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

#### 4 企画提案に応募する場合の提出書類、提出期限等

##### (1) 提出書類

ア 応募申込書（様式第1号） 8部（正本1部、写し7部）

イ 業務計画書（様式第2号） 8部（正本1部、写し7部）

ウ 企画提案書（様式は任意） 8部

※使用する用紙は原則として日本産業規格A4とし、日本産業規格A3を用いる場合はA4に折りたたむこと。

※企画提案書は原則カラー印刷とし、ホチキス止めすること。

※地方公共団体の障害者政策に関する動画・リーフレット等の制作を受託した実績がある場合は、その成果物を保存したDVD-R（1枚）を添付するか、インターネットに公開されているものについてはURLを示すこと。

エ 見積書（様式は任意） 8部（正本1部、写し7部）

※宛名を静岡県知事とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。

※業務の種別ごとに見積金額の内訳を記載すること。

オ 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

##### (2) 提出期限

令和3年11月17日（水）午後4時45分まで（郵送又は持参）

##### (3) 提出先

静岡県健康福祉部障害福祉課へ郵送又は持参により提出すること。

##### (4) 質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問がある場合は、質問書（様式第3号）を電子メールにより、静岡県健康福祉部障害福祉課へ提出すること。

イ 受付期限

令和3年11月12日（金）午後4時45分まで

ウ 回答方法

質問を受け付けた場合は、応募申込書を提出した全ての事業者に対し、随時電子メールで回答する。

#### 6 審査

##### (1) 1次審査（書類審査）

応募資格、提出書類の形式について審査を行い、不適格と認められた場合のみ11月18日（木）までに応募者へ連絡する。

##### (2) 2次審査（プレゼンテーション）

ア 審査日時

令和3年11月22日（月）午後1時30分開始

※1応募者当たり所要時間は、説明15分以内、質疑応答約5分とする。

#### イ 審査会場

静岡市葵区呉服町2-1-5「5風来館(ごふくかん)」4階  
障害者働く幸せ創出センター会議室  
※集合時間は、各応募者に別途連絡する。

#### ウ 審査方法

応募者によるプレゼンテーションを以下の視点により評価し、受託候補者を選定する。

- ・事業の理解度
- ・視聴者の関心喚起
- ・障害のある人の視点に立った事例の分かりやすさ
- ・構成力
- ・独創性
- ・業務実施体制

#### エ その他

- ・プレゼンテーションは提出した企画提案書により行い、パソコン、プロジェクター等の機材は使用しない。
- ・出席者は1事業者につき2名以内とする。
- ・提出した書類は採用・不採用に関わらず返却しない。
- ・審査結果は、参加者全員に文書により通知する。

### 8 契約の方法

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議の上、企画提案内容の一部の変更及び委託費上限額内での金額の変更をする場合がある。

### 9 その他

- (1) 本企画提案競技に係る一切の経費（プレゼンテーションに係る経費を含む。）は、応募者の負担とする。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 受託候補者選定後、協議の上、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は契約限度額の範囲内で修正をする場合がある。

### 10 応募書類提出・問い合わせ先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6  
静岡県健康福祉部障害福祉課身体障害福祉班  
電話番号 054-221-3737 F A X 054-221-3267  
E-mail shougai-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp